

商品概要説明書

相続定期貯金

(2019 年 4 月 1 日現在)

商 品 名 (愛称)	・ 相続定期貯金（基本商品：スーパー定期貯金<単利型>、大口定期貯金） (愛称：想子想愛)
ご利用いただける方	・ 相続人である個人 ※ 原則として、相続人であることを確認できる書類（遺産分割協議書等）を提示いただきます。
期 間	・ 定型方式 3 か月、6 か月、1 年 ・ 原則として、自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとします。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上（大口定期貯金は 1,000 万円以上） ・ 当 J A を含む金融機関の預貯金等、相続手続完了後 1 年以内に、相続により取得した資金の範囲内とします。 ・ お預け入れは、当 J A 本支店のうち、いずれか 1 店舗 1 契約のみとします。 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、基本商品の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利については、窓口にお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率) ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。（スーパー定期貯金<単利型>のみ）
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ○スーパー定期貯金 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ○大口定期貯金 以下の①および②により算出した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。 ① スーパー定期貯金の中途解約利率と同様に算出した利率 ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×50% $\text{② 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率については、窓口におたずねください。

貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部(電話：0568－47－5618)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA尾張中央部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会 （電話：052－203－1777）
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA尾張中央